

公告第 2 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7（2025）年 4 月 18 日

こおりやま広域観光協議会
会 長 品 川 萬 里

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 令和 7 年度こおりやま広域圏観光 PR 事業運営業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- 4 提案上限金額 2,590,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
 - （4）役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
 - （5）過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種又は同種の業務経験を有していること。

第 3 募集要項及び様式の入手方法

こおりやま広域観光協議会ウェブサイトー入札情報からダウンロードすること。

第 4 担当部局

こおりやま広域観光協議会 事務局

（郡山市文化スポーツ観光部観光政策課観光交流係：担当 佐々木）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2621

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び提案書類の提出

- 1 提出期限 令和7年5月2日（金） 17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課 観光交流係
- 3 提出書類 別紙募集要項のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データ（PDF形式）にてファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 こおりやま広域圏観光 PR 事業運営業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年4月18日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、こおりやま広域圏観光協議会ウェブサイト、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。

- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

第9 その他

- 1 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。